

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）  
都道府県事業実施方針

都道府県名 熊本県

策定：令和 5 年（2023 年）3 月 10 日

変更：令和 5 年（2023 年）7 月 5 日

I 収益性向上対策

1 目的

「総合的な TPP 等関連政策大綱」に即し、水田、畑作、野菜、果樹等の産地が創意工夫し、産地の強みを活かしたイノベーションを促進することにより農業の国際競争力の強化を図ることを目的に、農作物の収益力向上に向けた取組を加速化させる必要がある。

このため、本県の農業について

- ① 熊本県食料・農業・農村基本計画
- ② 熊本県農業振興地域整備基本方針
- ③ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④ 熊本県水田収益力強化ビジョン
- ⑤ くまもと土地利用型農業振興方針
- ⑥ 熊本県茶振興計画
- ⑦ いぐさ・畳表についての構造調整計画
- ⑧ 熊本県野菜振興計画
- ⑨ 熊本県果樹農業振興計画
- ⑩ 熊本県花き振興計画

と整合させつつ、地域（平場・中山間地域）の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援するとともに本事業の効果が最大限発揮できる方針及び体制を明確にする。

## 2 基本方針

作物名	内容
米・麦・大豆	<p>本県の多岐にわたる立地条件を生かし、①トップグレード米や高付加価値米等の産地づくり ②地域営農組織等への農地集積・集約化によるコストの低減 ③飼料用米や麦、大豆等による水田のフル活用と不作付地の解消を進め、消費者や実需者の多様なニーズに対応した産地づくりを推進する。</p> <p>このため、生産に不可欠なカンントリーエレベーター等のインフラ整備については、飼料用米や大豆などにも対応できるよう、地域に複数ある施設の機能分担や施設の機能強化を進めるとともに、スケールメリットを生かした広域農場や地域営農組織を育成し、経営規模に応じた農業機械・施設の導入等を支援する。</p>
畑作物・地域特産作物 工芸作物	
茶	<p>高品質で売れる茶や需要拡大が期待される新規茶種の生産に必要な荒茶加工施設、生産機械・施設の導入等による生産基盤の整備を進め、競争力の強い産地づくりを推進する。</p>
葉たばこ	<p>経営規模の拡大を促進し、機械・施設の共同利用及び共同作業を進める。特に、共同乾燥施設や育苗施設を核とした受委託作業方式を拡大するとともに、乗用型管理作業機等の導入によるコスト削減を図り、高収益な産地づくりを推進する。</p>
いぐさ	<p>優良品種の導入や省力化機械、施設の導入を推進し、生産枚数の確保による国産量表のシェアの拡大を図る。また、1戸当たりの作付面積の拡大に向けて、作業の外部受託組織の設立や雇用を活用した法人経営体の育成等に取り組み、競争力の強い産地づくりを推進する。</p>
その他地域特産作物	<p>そば、蚕、薬用作物や雑穀等の特産物については、気象や圃場、担い手等の地域の条件を活かした産地づくりに加え、低コスト・高品質生産に必要な機械・施設整備による高収益な産地づくりを推進する。</p>
野菜	<p>施設野菜での高度環境制御栽培施設や省エネルギー機器等の導入による販売額の向上及び生産コストの削減、露地野菜での播種から収穫・運搬までの機械化一貫体系の導入による生産コストの削減を図る。また、野菜の集出荷・選果施設の再編整備を推進することによって集出荷コスト等の削減や契約栽培の割合の向上を図り、高収益・低コスト化に向けた産地強化を実現する。</p>
果樹	<p>園地の集積・基盤整備と併せ、省力化機械・施設の導入を推進し、高品質安定生産による販売額の向上と生産コストの削減を図る。また、気象変動激化に対応し、安定生産・高品質化につながる施設整備により販売額の向上を図る。集出荷施設については、糖酸等のセンサー選果による品質管理や計画出荷、JA内の広域的な選果体制整備や他品目との連携、鮮度保持施設の整備を進め、集出荷コスト等の削減を図り、高収益・低コスト化に向けた産地強化を実現する。</p> <p>果樹の改植及び果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組については、作型や品目によって結果樹齢に達するまでの期間が短縮される場合があるため、目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定できることとする。</p>
花き	<p>高品質な花き生産が可能な冷暖房温度管理や高度環境制御装置等の導入をはじめ、生産から流通までの徹底した鮮度管理による高鮮度花きの供給やオリジナル花き等の開発・生産・販売により、販売額の向上とコスト削減を図る。また、作付け回数の増加が可能となる施設整備をはじめ、反収増加技術等の普及・計画生産、品質の均一化や生産・流通・販売における徹底した効率化により、高収益・低コスト化に向けた産地強化を実現する。</p>

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

県（関係各課、各広域本部及び地域振興局農業普及・振興課等）は、説明会の開催、巡回指導、PRチラシの配布等により、地域協議会等に対し本事業の効果的な実施を支援するものとする。

(2) 計画審査の体制について

ア 市町村（地域協議会等構成団体として）

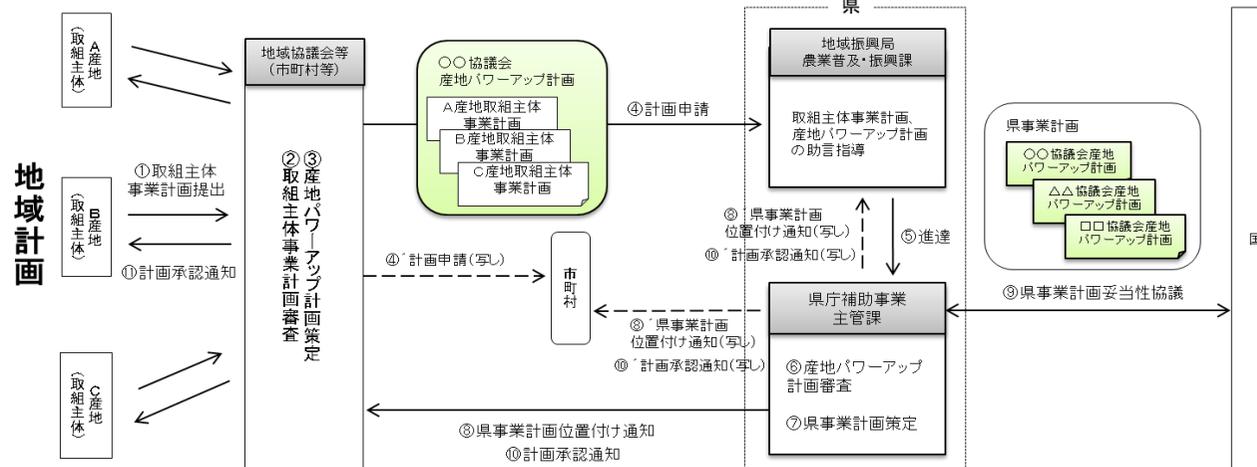
取組主体が作成した「取組主体事業計画」について、県実施方針「5 取組内容及び対象経費等の確認方法 1 計画申請時」の確認及び、取組目標等について審査する。

イ 県

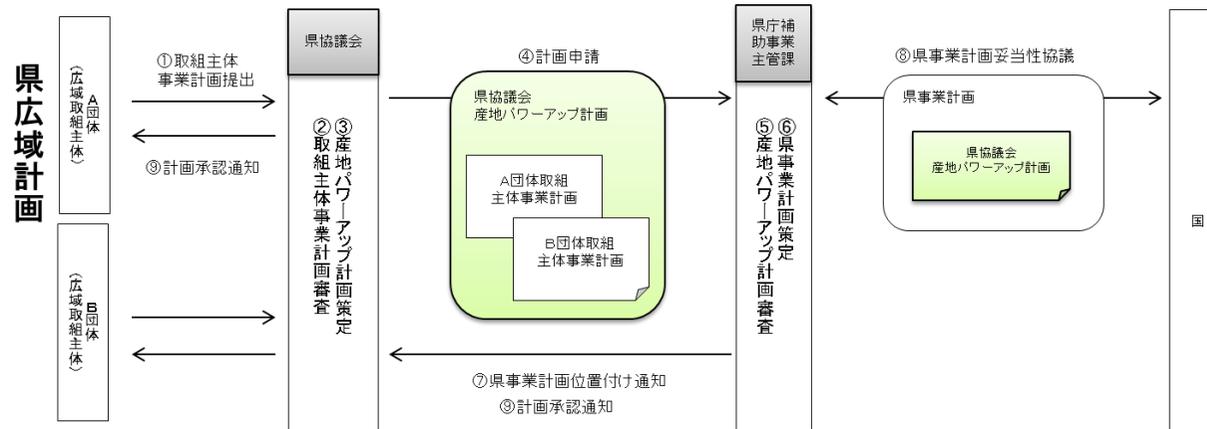
県庁補助事業主管課は、地域協議会等が作成した「産地パワーアップ計画」が、県実施方針の定めに適うものか審査する。

なお、各広域本部及び地域振興局農業普及・振興課は、「取組主体事業計画」「産地パワーアップ計画」について、目標の達成に資する事業内容となるよう助言指導する。

(事業計画書の流れ \* 地域計画の場合)



(事業計画書の流れ \* 広域計画の場合)



#### 4 取組要件

##### (1) 基金事業

###### ① 整備事業

対象作物	取組要件
米 麦 大豆 茶 葉たばこ いぐさ その他地域特産作物 野菜 果樹 花き	○取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号（以下「交付等要綱」という。）別記2の別紙1、共通1、共通2及び共通3の要件等を満たす取組を事業対象とする。  ○補助対象施設 交付等要綱の別表2のⅡ整備事業のメニュー欄に掲げる施設を助成対象とする。

###### ② 生産支援事業

対象作物	取組要件
米 麦 大豆 茶 葉たばこ いぐさ その他地域特産作物 野菜 果樹 花き	○取組要件 交付等要綱別記2の別紙1の要件等を満たす取組を事業対象とする。  ○補助対象機械及び資材 ・本事業の助成対象とする機械及び資材は、交付等要綱別記2の別紙1に定める内容のとおりとする。 ・補助対象機械及び資材の規模は、機械及び資材の能力や作業効率等に基づき計算された適正な規模であるものとする。

###### ③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
米 麦 大豆 茶 葉たばこ いぐさ その他地域特産作物 野菜 果樹 花き	○取組要件 交付等要綱別記2の別紙1の要件等を満たす取組を事業対象とする。  ○補助対象機械 本事業の助成対象とする機械は、生産支援事業と同じく交付等要綱別記2の別紙1に定める内容のとおりとする。

##### (2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

### I 基金事業

#### 1 計画申請時

##### (1) 整備事業

①概算設計書及び見積書等事業費の積算根拠となる資料 ②費用対効果分析 ③施設の規模算定根拠 ④位置・配置図・平面図 ⑤施設の管理運営規程等  
⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）等

##### (2) 生産支援事業及び効果増進事業

①申請者の規約（農業者の組織する団体） ②機械の利用計画 ③営農計画書の写し ④能力・台数などの算定根拠 ⑤見積書 ⑥カタログ ⑦費用対効果分析（導入の場合）  
⑧財産管理台帳（導入の場合） ⑨前年度の青色申告書（導入の場合）等

#### 2 請求時

##### (1) 整備事業

①出来高設計書等

##### (2) 生産支援事業及び効果増進事業

①入札関係書類 ②発注書 ③契約書 ④借受証 ⑤納品書 ⑥請求書及び領収書（支払済みの場合） ⑦動産総合保険等の保険契約書の写し（導入の場合）等

### II 整備事業

#### 1 計画申請時

①仕様書や見積書等の事業費の積算根拠となる資料 ②費用対効果分析 ③施設の規模算定根拠 ④位置・配置図・平面図 ⑤施設の管理運営規程等  
⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）

#### 2 請求時

①出来高設計書等

### III その他

取組主体は、一連の書類等を整理し、事業実施の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

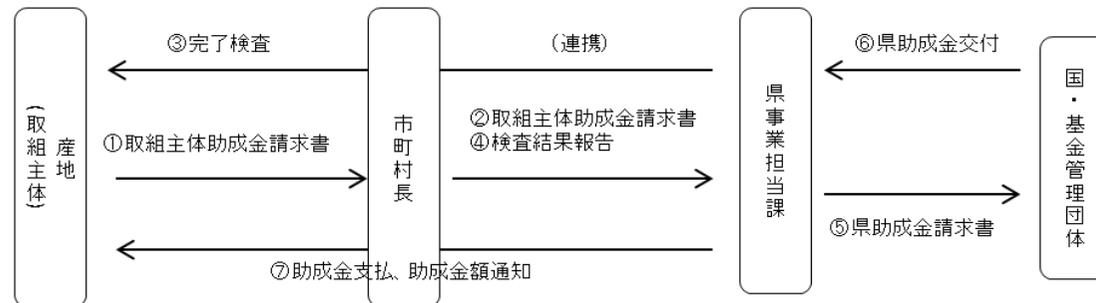
また、出来高設計書については、財産処分等の際に必要なもので、処分制限期間内は必ず保管しておくこと。

なお、県知事は地域協議会長に対して、上記資料以外に、取組内容及び対象経費等の確認に必要な資料の提出を求めることができるものとする。

## 6 取組主体助成金の交付方法

市町村長を通じ、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。）に基づく手続きを執り、取組主体へ助成金の支払いを行う。ただし、県の区域を対象とする広域的な取組を行う場合にあっては、市町村長を経由せず支払いを行う。

（事業完了から助成金請求の流れ）＊県広域的取組の場合は、市町村長を経由しない



## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- 契約に当たっての条件
  - (1) 取組主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
  - (2) 取組主体は、(1)により契約をしようとする場合には、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、交付等要綱別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない(交付等要綱第33参照)。
- 申請手続(消費税について)  
当該補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない(交付等要綱第9参照)。
- 財産の管理等  
補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない(交付等要綱第23参照)。
- 財産処分の制限  
処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けなければならない(交付等要綱第24参照)。
- 助成金の返納(事業要件を満たさないことが判明した場合)  
交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が助成金の交付後に判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない(交付等要綱別記2第13参照)。
- 取組主体事業計画の評価  
取組主体は、取組主体事業計画の目標年度の翌年度に、取組主体事業計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、地域協議会長等に報告するものとする。なお、都道府県知事が特に認める場合については、事業実施から4年後に、中間的な評価を実施するものとする(交付等要綱別記2第16参照)。
- その他 交付等要綱に記載されている条件を全て満たすこと。

## 8 その他

この実施方針に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

## II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

### 1 目的

農業者の減少・高齢化が今後、一層見込まれる中、本県農業を維持・発展させていくためには、経営規模や法人・家族の別など経営形態にかかわらず、新規就農者の安定的な確保・育成と併せて、地域の経営資産と優れた農業技術を次世代に引き継いでいくことが重要である。

そこで本県の農業振興に関する計画や方針等と整合させつつ、地域の農地や営農施設などの有形資産と優れた農業技術や販路などの無形資産を含めて、生産基盤の強化を図りながら次世代の担い手へ安定して継承する取組みを総合的に支援する。

○本県の農業振興に関する計画や方針等

- ① 熊本県食料・農業・農村基本計画
- ② 熊本県農業振興地域整備基本方針
- ③ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④ 熊本県水田収益力強化ビジョン
- ⑤ くまもと土地利用型農業振興方針
- ⑥ 熊本県茶振興計画
- ⑦ いぐさ・畳表についての構造調整計画
- ⑧ 熊本県野菜振興計画
- ⑨ 熊本県果樹農業振興計画
- ⑩ 熊本県花き振興計画

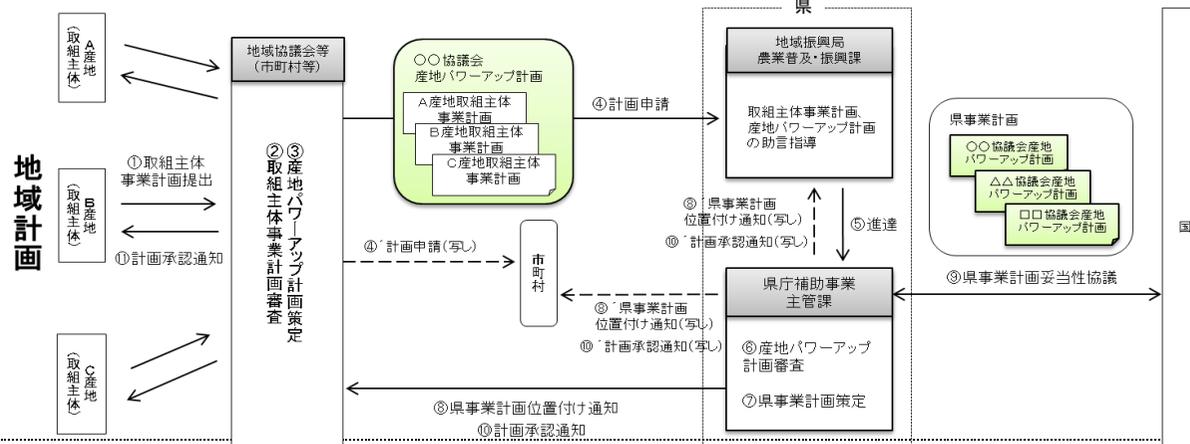
## 2 基本方針

作物名	内容
<b>【産地の成果目標】</b>	
野菜、果樹、花き (農業用ハウスの再整備・改修)	○作付面積又は販売額の維持(増加) ・継承ニーズの把握と既存ハウスの改修・再整備の推進 ・継承するハウスへの高度環境制御装置等の導入の推進
果樹、茶 (果樹園・茶園等の再整備・改修)	○作付面積又は販売額の維持(増加) ・継承ニーズの把握と園地の継承に向けた再整備・改修の推進 ・継承する園地の改植の推進
野菜、果樹、花き、茶、 土地利用型作物 (農業機械の再整備・改良)	○作付面積又は販売額の維持(増加) ・継承ニーズの把握と生産ほ場(農作業受託組織含む)の継承の推進
野菜、果樹、花き、茶、 土地利用型作物 (生産装置の継承・強化に向けた取組)	○作付面積又は販売額の維持(増加)するための、以下の取組を支援 ・産地において継承・強化体制の構築を目的とした会議の開催及び必要な調査、分析、設計のための取組 ・後継者不在の農業用ハウス及び農地と、受け手のニーズの把握、リスト化の整理 ・広報用資料やセミナー等による情報提供、円滑なマッチングのための取組 ・再整備、改修した農業用ハウス・樹園地を円滑に継承するための維持・管理の取組 ○各取組主体の目標達成に資する以下の取組を支援 ・重点品目の生産開始のため、継承予定農地における栽培品目の転換の推進 ・契約販売率を増やすため、安定した周年栽培への転換の推進
野菜、果樹、花き、茶、 土地利用型作物 (生産技術の継承・普及に向けた取組)	○作付面積又は販売額の維持(増加)するための、以下の取組を支援 ・栽培管理、労務管理等の実証 ・技術継承、普及のための研修等による人材育成 ・農業機械の安全取扱技術の向上支援 ○各取組主体の目標達成に資する以下の取組を支援 ・労働生産性向上に資する栽培管理技術を実証・普及するための実証ほの設置 ・生産コスト削減に向けた、栽培管理等の研修の取組
<b>【取組主体の成果目標】</b>	
	○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、交付等要綱別記2の第4の5(2)イの①～⑤の中から設定した成果目標の達成に向けた取組を支援

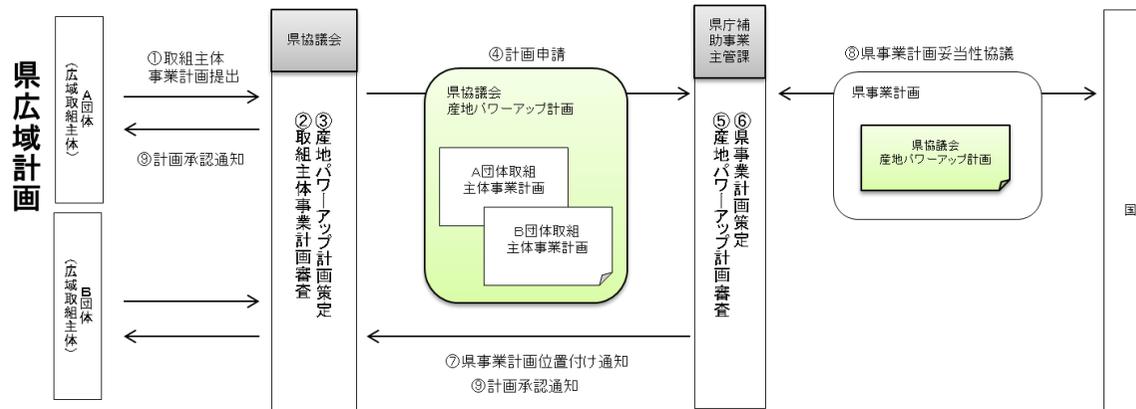
### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

- (1) 本事業の推進・指導  
 県（関係各課、各広域本部及び地域振興局農業普及・振興課等）は、説明会の開催、巡回指導、PRチラシの配布等により、地域協議会等に対し本事業の効果的な実施を支援するものとする。
- (2) 計画審査の体制について  
 ア 市町村（地域協議会等構成団体として）  
 取組主体が作成した「取組主体事業計画」について、県実施方針「5 取組内容及び対象経費等の確認方法 1 計画申請時」の確認及び、取組目標等について審査する。
- イ 県  
 県庁補助事業主管課は、地域協議会等が作成した「産地パワーアップ計画」が、県実施方針の定めにも適うものか審査する。  
 なお、各広域本部及び地域振興局農業普及・振興課は、「取組主体事業計画」「産地パワーアップ計画」について、目標の達成に資する事業内容となるよう助言指導する。

(事業計画書の流れ \* 地域計画の場合)



(事業計画書の流れ \* 広域計画の場合)



#### 4 取組要件

##### (1) 基金事業

###### ① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	取組要件、取組主体、補助率及び助成対象経費は、交付等要綱別記2別紙2の要件を満たすものとする

###### ② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
果樹、茶、地域特産作物等	取組要件、取組主体、補助率及び助成対象経費は、交付等要綱別記2別紙2の要件を満たすものとする。 ただし、果樹の改植を行う場合の助成対象品目及び品種は、(別紙)熊本県果樹推奨品種一覧に記載のある品目・品種とする。 選定理由：熊本県果樹推奨品種は、本県の果樹農業の発展を図ることを目的に、果実の消費動向を考慮し、消費の伸びが期待でき、経営に貢献できる優良な品種として選定しているため。

###### ③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	取組要件、取組主体、補助率及び助成対象経費は、交付等要綱別記2別紙2の要件を満たすもののほか、次のとおり取り扱うこととする。 ○補助対象機械及び資材 交付等要綱別表2のI 基金事業のメニュー欄の1 収益性向上対策(1) 生産支援事業のア 農業機械等の導入及びリース導入、イ 生産資材の導入等の取組とする。 ただし、アについては機械の能力や作業効率等に基づき計算された適正な規模となっていること。

###### ④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	取組主体、補助率及び助成対象経費は、交付等要綱別記2別紙2の要件を満たすものとする。 ただし、果樹の改植を行う場合の助成対象品目及び品種は、(別紙)熊本県果樹推奨品種一覧に記載のある品目・品種とする。 選定理由：熊本県果樹推奨品種は、本県の果樹農業の発展を図ることを目的に、果実の消費動向を考慮し、消費の伸びが期待でき、経営に貢献できる優良な品種として選定しているため。

###### ⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	取組主体、補助率及び助成対象経費は、交付等要綱別記2別紙2の要件を満たすもののほか、次のとおり取り扱うこととする。 ○農業機械の安全取扱技術の向上支援を行う場合の取組内容 ・大型特殊免許(農耕車に限る)やけん引免許(農耕車に限る)の取得のための実技及び座学(実技の講習を必須とする。)による研修会等を開催する。研修では、当該免許の取得に関連した農業機械の取扱技術の習得、道路運送車両法等の関係法令の知識の習得等を行うことができるものとする。

##### (2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

### I 基金事業

#### 1 計画申請時

##### (1) 整備事業

①概算設計書及び見積書等事業費の積算根拠となる資料 ②費用対効果分析 ③施設の規模算定根拠 ④位置・配置図・平面図 ⑤施設の管理運営規程等 ⑥継承計画等

##### (2) 生産基盤強化対策

①申請者の規約（農業者の組織する団体） ②機械の利用計画 ③既存施設等の写真・位置図 ④能力・台数などの算定根拠 ⑤見積書 ⑥カタログ  
⑦改植実施園の位置図（改植の場合） ⑧継承計画 等

#### 2 請求時

##### (1) 整備事業

①出来高設計書等

##### (2) 生産基盤強化対策

①入札関係書類 ②発注書 ③契約書 ④借受証 ⑤納品書 ⑥請求書及び領収書（支払済みの場合）等

### II 整備事業

#### 1 計画申請時

①仕様書や見積書等の事業費の積算根拠となる資料 ②費用対効果分析 ③施設の規模算定根拠 ④位置・配置図・平面図 ⑤施設の管理運営規程等 ⑥継承計画

#### 2 請求時

①出来高設計書等

### III その他

取組主体は、一連の書類等を整理し、事業実施の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

また、出来高設計書については、財産処分等の際に必要なため、処分制限期間内は必ず保管しておくこと。

なお、県知事は地域協議会長に対して、上記資料以外に、取組内容及び対象経費等の確認に必要な資料の提出を求めることができるものとする。

## 6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

- 1 国の事業要件を満たしている計画について、次のポイント配分基準によりポイント付けして、ポイントの高い者から予算の範囲内で計画を認定する。
  - 2 1において同点となった計画がある場合は、農業用ハウスの再整備・改修、果樹園の再整備・改修の取組を優先する。
  - 3 2においても優先順位が決しない場合は、農業用ハウスや果樹園を継承者に譲渡する期日がより早い取組を優先する。
- [ポイント配分基準]

次の(1)～(2)の項目のポイントを合算してポイントを算出

### (1) 成果目標

次のア又はイのいずれかを選択

- ア 総販売額の維持又は増加
- 0%以上10%未満・・・・・・・・・・5ポイント
  - 10%以上20%未満・・・・・・・・・・6ポイント
  - 20%以上・・・・・・・・・・7ポイント
- イ 総作付面積の維持又は増加
- 0%以上10%未満・・・・・・・・・・5ポイント
  - 10%以上20%未満・・・・・・・・・・6ポイント
  - 20%以上・・・・・・・・・・7ポイント

### (2) 取組目標

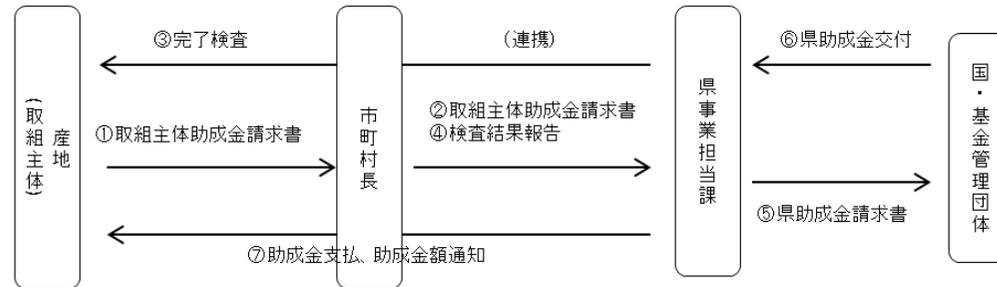
産地パワーアップ計画に設定した取組目標のうち、次によりポイントを算定（ポイントの高い2つの取組目標を選択）

- ア 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加
- 増加率
- 10%未満・・・・・・・・・・5ポイント
  - 10%以上又は新たに輸出向けの生産を開始した場合・・・・・・・・6ポイント
- イ 共通8の6に掲げる重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加
- 販売額の増加率
- 10%未満・・・・・・・・・・5ポイント
  - 10%以上又は新たに生産を開始した場合・・・・・・・・6ポイント
- ウ 生産コストの低減
- 10%未満・・・・・・・・・・5ポイント
  - 10%以上・・・・・・・・・・6ポイント
- エ 労働生産性の向上
- 10%未満・・・・・・・・・・5ポイント
  - 10%以上・・・・・・・・・・6ポイント
- オ 契約販売率の増加
- 10%未満・・・・・・・・・・5ポイント
  - 10%以上・・・・・・・・・・6ポイント

## 7 取組主体助成金の交付方法

市町村長を通じ、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。）に基づく手続きを執り、取組主体へ助成金の支払いを行う。ただし、県の区域を対象とする広域的な取組を行う場合によっては、市町村長を経由せず支払いを行う。

（事業完了から助成金請求の流れ）＊ 県広域的取組の場合は、市町村長を経由しない



## 8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- 契約に当たっての条件
  - （1）取組主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
  - （2）取組主体は、（1）により契約をしようとする場合には、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、交付等要綱別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない（交付等要綱第13参照）。
- 申請手続（消費税について）

当該補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない（交付等要綱第9参照）。
- 財産の管理等

補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない（交付等要綱第23参照）。
- 財産処分の制限

処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けなければならない（交付等要綱第24参照）。
- 助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）

交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が助成金の交付後に判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない（交付等要綱別記2第13参照）。
- 取組主体事業計画の評価

取組主体は、取組主体事業計画の目標年度の翌年度に、取組主体事業計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、地域協議会長等に報告するものとする。なお、都道府県知事が特に認める場合については、事業実施から4年後に、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする（交付等要綱別記2第16参照）。
- その他 交付等要綱に記載されている条件を全て満たすこと。

## 9 その他

この実施方針に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

### Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

#### 1 目的

堆肥の施用等による継続的土づくりの取組みの実証を通じて、堆肥の適正施用による持続的な土づくりを推進し、農業の生産基盤である地力の維持・増進を図る。

#### 2 基本方針

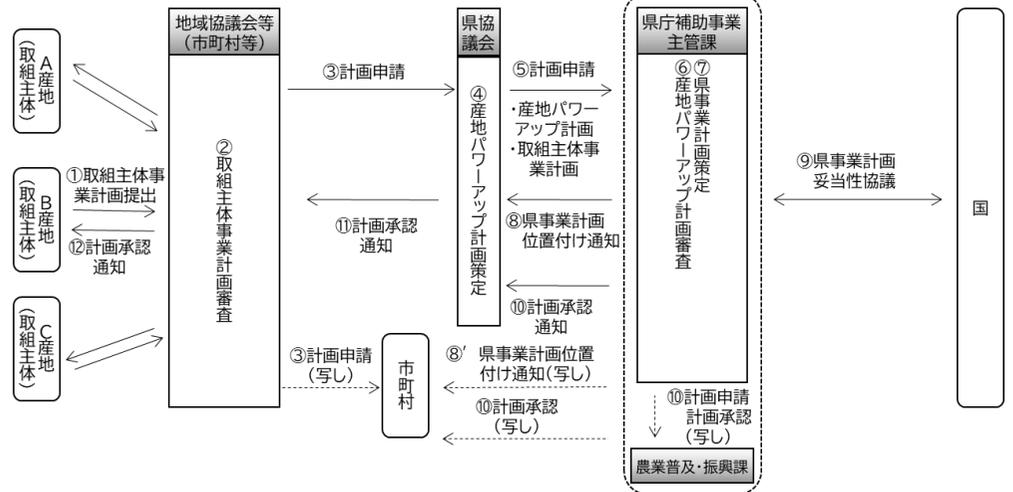
本県では、土づくりを基本とした環境保全型農業を推進し「熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき化学的に合成された肥料及び農薬の削減を全国に先駆けて進めてきているところである。

そこで、本事業において、これまで堆肥の施用等による土づくりを実施していなかったほ場及び堆肥の追加的な施用等が有効と認められるほ場を対象として、堆肥等の実証的な活用を支援するとともに、良質堆肥の施用等による土づくりを推進する。

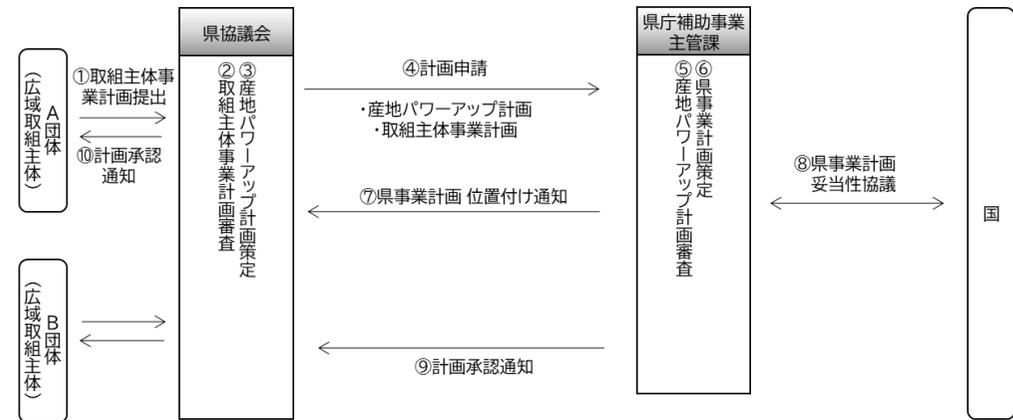
### 3 本事業の推進・指導方針・体制

- (1) 本事業の推進・指導  
 県（関係各課、各広域本部及び地域振興局農業普及・振興課等）は、説明会の開催、巡回指導、PRチラシの配布等により、地域協議会に対し本事業の効果的な実施を支援するものとする。
- (2) 計画審査の体制について  
 ア 市町村（地域協議会等構成団体として）  
 取組主体が作成した「取組主体事業計画」について、県実施方針「5 取り組み内容及び対象経費等の確認方法 1 計画申請時」の確認及び取組目標等について審査する。
- イ 県  
 県庁補助事業主管課は、原則として県協議会が作成した「産地パワーアップ計画」が、県実施方針の定めにも適うものか審査する。  
 なお、各広域本部及び地域振興局農業普及・振興課は、堆肥等を用いた土づくりについて助言指導する。

(事業計画書の流れ)



(事業計画書の流れ)※広域的な取組みの場合



#### 4 取組要件

交付等要綱別表2メニュー欄の2及び別記2に定めるもののほか、以下に定めるものによる。

- (1) 対象地域  
県内全域
  - (2) 対象作物  
米、麦、大豆、畑作物・地域特産作物、工芸作物、野菜、果樹、花き。ただし、総販売額又は総作付面積の維持又は増加が見込まれる品目とする。
  - (3) 活用する資材の種類
    - ア 堆肥
    - イ 土壌改良資材
    - ウ 緑肥
- (注1) 実証ほ場において、新たに施用を行うものとする。慣行の栽培条件と比較して同種かつ同量の堆肥等を施用する取組については対象としない。
- (注2) 堆肥及び土壌改良資材については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。）第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたもののほか、肥料法第4条に基づき混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの、若しくは肥料法第16条の2に基づき指定複合肥料として届出がなされたもの（ただし、堆肥又は土壌改良資材を配合したものに限る。）、又は地力増進法（昭和59年法律第34号）第11条第1項の政令で定める種類の土壌改良資材として土壌改良資材品質表示基準（昭和59年10月1日農林水産省告示第2002号）に基づき適切な品質表示がなされたものとする。ただし、混合堆肥複合肥料及び指定複合肥料については、地力の維持・増進効果が認められるものとする。
- (注3) 堆肥については、病原微生物による汚染や混入する種子による雑草の発生を防止する観点から、十分に腐熟させた堆肥（切り返しを適切に行い、堆肥中心部だけでなく表層部も高温となった状態で発酵させ、熟成期間も十分取る等により生産された堆肥）とする。
- (注4) 緑肥については、対象作物の栽培前又は栽培後に播種・すき込みまで行うものを対象とする。
- (4) 堆肥等の施用量
    - ア 堆肥の施用量は、土壌の成分量を分析した上で、「熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を確認し、実施する。
    - イ 堆肥の施用に当たっては、「牛等の排泄物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成28年12月27日付け28消安第4228号、28消安第4230号、28生産第1606号、28生産第1607号、28生産1602号、28生畜第1121号及び28生畜第1120号消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜産安全管理課長、生産局園芸作物課長、生産局技術普及課長、生産局農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、生産局畜産部飼料課長連名通知）を踏まえ、適切に対応するものとする。
    - ウ 土壌改良資材の施用量は、土壌改良資材品質表示基準に基づく表示をもとに、地域の気象条件、土壌条件及び栽培作物等を踏まえて設定するものとする。
    - エ 緑肥の播種量は、種苗会社のカタログや栽培技術指針等に示されている標準播種量を踏まえて設定するものとする。また、適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫は行わず、作物体を全てすき込むこととする。
  - (5) 事業対象とするほ場の条件  
堆肥の使用量の減少などによる地力低下がみられるほ場であって、土壌分析結果に基づき選定するものとする。
  - (6) 土壌分析の実施  
取組主体は、実証ほ場の選定や施用量の決定、土づくりの効果の検証のため、実証の前後に土壌分析を行うこととする。
  - (7) その他  
交付等要綱に記載されている条件を全て満たすこと。

#### 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

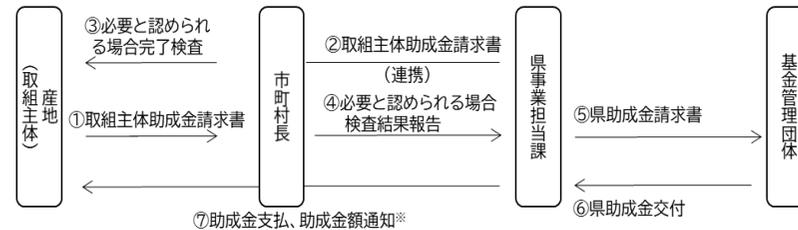
- (1) 計画申請時
  - ①成果目標の設定根拠②見積書等事業費の積算根拠となる資料③カタログ等④実証ほ場の位置図⑤規模決定根拠（機械のレンタル、リースの場合）⑥事業内容の必要性・妥当性を示すうえで必要な資料等
- (2) 請求時
  - ①実証ほ場の位置図、②実証前後の土壌等分析の結果③納品書、請求書、領収書及び契約書等の写し④堆肥等の施用を証する写真（ほ場毎）
- (3) その他  
取組主体は、一連の書類等を整理し、事業実施の翌年度から5年間保管しておかなければならない。  
なお、県知事は上記資料以外に、取組内容及び対象経費等の確認に必要な資料の提出を求めることができるものとする。  
また、交付等要綱に記載されている条件を全て満たすこと。

## 6 取組主体助成金の交付方法

### (1) 助成金の事務の流れ

市町村長を通じ、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。）に基づく手続きをとり、取組主体へ助成金の支払いを行う。ただし、県の区域を対象とする広域的な取組みを行う場合にあっては、市町村長を経由せず支払いを行う。

（事業完了から助成金請求の流れ）



※県広域的取組の場合は、市町村長を経由しない

### (2) 助成金の上限

取組主体が堆肥等を実証的に活用する面積に対して、10アールあたり30千円（ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10アールあたり35千円）を乗じた額に、堆肥散布機械のリース導入にかかる費用の1/2以内の合計額を上限とする。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

### ○申請手続（消費税について）

当該補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない（交付等要綱第9参照）。

### ○契約に当たっての条件

- 取組主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 取組主体は、(1)により契約をしようとする場合には、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、交付等要綱の別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない（交付等要綱第13参照）。

### ○助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）

交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が助成金の交付後に判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない（交付等要綱共通4第2章第8条第2項）。

### ○取組主体事業計画の評価

取組主体は、取組主体事業計画の目標年度の翌年度に、取組主体事業計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、地域協議会長等に報告するものとする。なお、都道府県知事が特に認める場合については、事業実施年度から4年度目に中間的な評価を実施するものとする（交付等要綱別記2第16参照）。

### ○その他

交付等要綱に記載されている条件を全て満たすこと。

## 8 その他

この実施方針に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

(別紙)

## 熊本県果樹推奨品種一覧

本県の果樹農業の発展を図るため、果実の消費動向を考慮し、消費の伸びが期待でき、経営に貢献できる優良な品種

### (1) 品種の選定・区分について

- 1) 主体品種 果実の品質、栽培性の面より、経営の安定を図り、広く普及すると認められる品種
- 2) 補完品種 主体品種との組合せで、経営の安定を図る品種
- 3) 特定品種 上記1)、2)以外の品種で、産地で特産果樹として導入し、果樹農家の経営に貢献できる品種であり、果樹産地構造改革計画に振興品種として位置づけられた品種。

### (2) 熊本県果樹推奨品種(主体品種、補完品種)一覧表

(令和4年(2022年)3月25日改訂)

#### 1) かんきつ

種類	品種・系統名	区分		栽培型		備考	
		主体品種	補完品種	露地	施設		
温州みかん	極早生	肥のあかり	○		○		
		豊福早生	○		○		
		肥のさやか		○	○		
		日南1号		○	○		
	早生	肥のあけぼの	○		○		
		肥のあすか	○		○		
		肥後早生		○	○		
		興津早生	○		○	○	
		宮川早生		○	○	○	
	普通	熊本EC11	○		○		
		肥のみらい	○		○		
		白川	○		○		
青島温州		○		○			
タンゴール類	肥の豊	○		○注1)	○	施設については加温を除く(ヒリュウ台は加温も含む)	
	不知火	○		○注1)	○		
	聖秀		○		○	ヒリュウ台の加温に限る	
	みはや		○	○			
	清見		○	○			
	熊本EC12		○	○			
夏橙	川野ナツダイダイ	○		○			
ポンカン	太田ポンカン	○		○			
	吉田ポンカン	○		○			
文旦類	晩白柚	○		○	○		
	大橘	○		○			
河内晩柑	河内晩柑	○		○			

注1) 宇城、八代、芦北、天草地域以外にあっては、海岸からの距離が10km以内のかんきつが栽培されている地域で、標高50m~200m程度で地形的に南面、又は南東・南西面の緩傾斜の園地に限る。なお施設栽培についてはこの限りではない。

#### 2) びわ

種類	品種・系統名	区分		栽培型		備考
		主体品種	補完品種	露地	施設	
びわ	長崎早生	○		○	○	
	茂木	○		○		
	なつたより		○	○		

3) 落葉果樹

種類	品種・系統名	区分		栽培型		備考
		主体品種	補完品種	露地	施設	
なし	幸水	○		○	○	
	秋麗	○		○		
	豊水	○		○		
	あきづき	○		○		
	甘太		○	○		
	新高	○		○		
	新興		○	○		
ぶどう	ブラックビート		○		○	
	高墨	○			○	
	巨峰	○			○	
	ピオーネ	○			○	
	シャインマスカット	○			○	
	マスカット・ベリーA		○		○	
くり	丹沢	○		○		
	ぼろたん	○		○		
	杉光	○		○		
	筑波	○		○		
	銀寄	○		○		
	利平栗		○	○		
	美玖里		○	○		
もも	はつおとめ		○		○	
	はなよめ	○		○	○	
	さくひめ		○	○		
	日川白鳳	○		○	○	
	白鳳		○	○	○	
	あかつき	○		○	○	
	なつおとめ		○	○	○	ネット施設で導入
	川中島白桃	○		○	○	ネット施設で導入
かき	西村早生		○	○	○	
	刀根早生		○	○		
	太秋	○		○	○	
	富有	○		○		
	葉隠(高瀬)		○	○		干し柿用品種として導入
すもも	大石早生	○		○	○	
	ハニーローザ		○	○		
	サンタローザ		○		○	施設用品種として導入
	ソルダム	○		○	○	
	貴陽		○		○	施設用品種として導入
	太陽		○	○	○	
うめ	竜峡小梅		○	○		
	玉英	○		○		
	梅郷	○		○		
	南高	○		○		

(3) 熊本県果樹推奨品種(特定品種)一覧

(令和4年3月14日現在)

1) 常緑果樹・亜熱帯果樹

種類	品種・系統名	対象産地協議会			
温州みかん	極早生	日南の姫	本渡五和地区果樹産地協議会 苓北地区果樹産地協議会		
		潤	宇城地域果樹産地協議会		
		夢未来村上早生	熊本市果樹産地推進協議会 玉名地域果樹産地協議会		
	早生	田口早生	熊本市果樹産地推進協議会 宇城地域果樹産地協議会 玉名地域果樹産地協議会 苓北地区果樹産地協議会 大矢野有機農産物供給センター果樹産地協議会		
			中生	南柑20号	熊本市果樹産地推進協議会 宇城地域果樹産地協議会 大矢野有機農産物供給センター果樹産地協議会
				させぼ温州	熊本市果樹産地推進協議会 宇城地域果樹産地協議会 玉名地域果樹産地協議会 大矢野有機農産物供給センター果樹産地協議会
			普通	坂村1号	玉名地域果樹産地協議会
	紀の国温州	熊本市果樹産地推進協議会			
	今村温州	熊本市果樹産地推進協議会			
	キンカン	ニンポウ	鹿本地域果樹産地協議会		
ポンカン	高しよう系ポンカン	本渡五和地区果樹産地協議会			
	低しよう系ポンカン	本渡五和地区果樹産地協議会			
その他かんきつ	ゆず	熊本市果樹産地推進協議会 宇城地域果樹産地協議会 上益城地域果樹産地協議会 阿蘇地区果樹産地協議会 八代地域果樹産地協議会			
		レモン	宇城地域果樹産地協議会 玉名地域果樹産地協議会 水俣・芦北地域果樹産地協議会 JAあまくさ果樹産地協議会		
	かんきつ中間母本農6号	宇城地域果樹産地協議会			
マンゴー	アーウィン	宇城地域果樹産地協議会 水俣・芦北地域果樹産地協議会			

(2) 落葉果樹

種類	品種・系統名	対象産地協議会
ナシ	二十世紀	球磨地域果樹産地協議会
ブドウ	シャルドネ	鹿本地域果樹産地協議会
	カベルネソーヴィニヨン	
	メルロー	
モモ	ちよひめ	球磨地域果樹産地協議会
スモモ	紫峰	宇城地域果樹産地協議会
ブルーベリー	北部ハイブッシュ	阿蘇地区果樹産地協議会
	南部ハイブッシュ	
	ラビットアイ	
イチジク	柘井ドーフィン	宇城地域果樹産地協議会
キウイフルーツ	ハイワード	宇城地域果樹産地協議会 玉名地域果樹産地協議会